

3 ふれあい学習による地域づくり ～ふれあい学習の新たなステージ～



(1) ふれあい学習とは

子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流を通じた体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として、平成13年度より栃木県教育委員会が市町村教育委員会や社会教育関係団体と連携しながら、その活動づくりや仕組みづくりを推進してきました。県内の教育事務所には「ふれあい学習課」が設置されており、ふれあい学習推進のための、市町支援、団体支援等を行っています。また、栃木県総合教育センターでは、ふれあい学習を推進する地域活動者の研修や指導者の養成等を行っています。

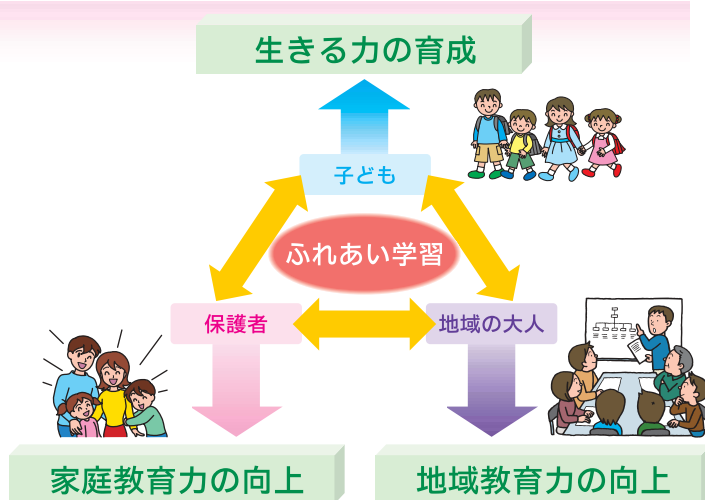


(2) ふれあい学習のねらい

都市化、核家族化、少子化、地域の人間関係の希薄化等に伴う、家庭や地域の教育力の低下が指摘されるとともに、子どもたちの社会規範意識の低下、不登校、いじめや暴力行為などが問題となっています。

これらの問題に対応するためには、子どもに様々な世代の人たちとの交流や、様々な体験活動の機会を提供することが必要であるといわれています。また、大人についても、活動をとおして地域に関心を持ってもらうとともに、子育て中の保護者が孤立しないような地域にしていく必要があります。

ふれあい学習は、交流活動・体験活動・学習活動をとおして、子どもの「生きる力」を育成しながら、地域の大人の「家庭と地域の教育力の向上」を目指しています。



(3) ふれあい学習による地域づくり

ふれあい学習のねらいを達成していくためには、「住民の地域参画」「子どもの学びと育ちの支援」、「地域全体による家庭教育支援」の取組が必要です。これらの取組は、地域を基盤として、地域ぐるみで行っていく必要があります。

これまでの「ふれあい学習」の取組の実績として、各市町におけるふれあい学習の活動や地域指導者の活動が活発になってきました。

これからは、ふれあい学習の活動が地域に根付き、ふれあい学習の活動をとおして地域コミュニティの活性化を図っていくという視点が必要となっており、平成21年度から「ふれあい学習による地域づくり」をテーマに取組を行っています。



(4) ふれあい学習の展開と住民の地域参画

ふれあい学習による地域づくりを実現していくため、県教育委員会と市町教育委員会、社会教育関係団体等が、ふれあい学習の「活動づくり」や「ネットワークづくり」を支援し、地域の活性化や地域活動の促進を推進しています。

一方、地域に根付いたふれあい学習を推進していくにあたっては、1人でも多くの地域住民に、地域活動に参加してもらう必要があります。そのために、「住民の地域参画」を目指した取組が必要であり、本プログラムのような学習プログラムの開発を行うとともに、公民館等における地域参画を目的とした講座等の開設等の充実を図りながら、多くの住民の地域参画を促していく必要があります。

ふれあい学習の推進とともに、国庫事業の「放課後子ども教室推進事業」や「学校支援地域本部事業」などの実施とあいまって、「家庭教育支援」や「学校教育支援」に関わっていく地域の大人が増えてきています。ふれあい学習による地域づくりの推進により、さらなる地域コミュニティの活性化が期待されます。

